

神戸市告示第 340 号

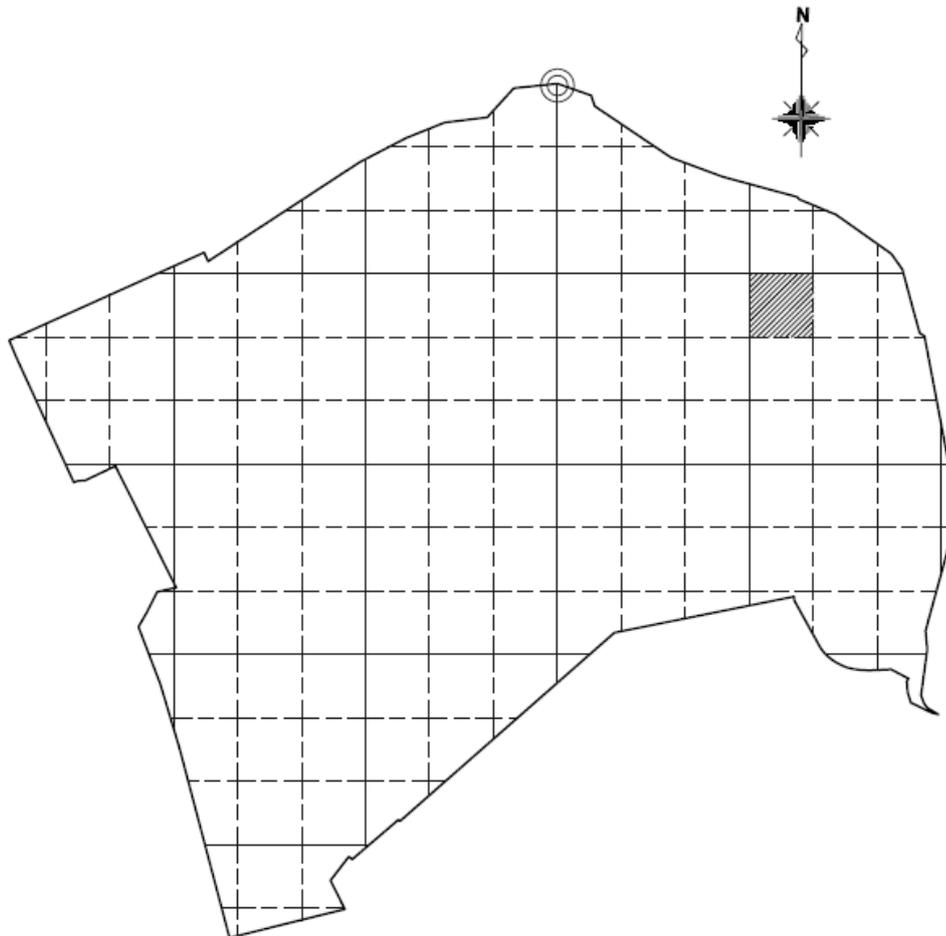
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時
要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

平成 28 年 9 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域
中央区中山手通 7 丁目 7 番 5 の一部、14 番 4 の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
水銀及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(別図)



<凡例>	
	: 起点
	: 敷地境界線
	: 形質変更時要届区域 の指定を解除する区域

<起点>
起点は、中央区中山手通 7 丁目 7 番 5 の最北端のプレート境界とする。
<格子の回転角度>
89° 40' 39"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。